

社会福祉法人 紀北和楽会

令和5年度事業計画

1、運営理念

「たすけ一条」の実践を通して「陽気ぐらし」の実現を標榜する天理教の教えに基づき、児童養護事業を通じて、家庭での養育が困難な児童が生きる基盤を獲得することを支援し、児童の権利擁護と社会福祉の増進を図り、以て「陽気ぐらし」の実現に資する。

2、運営指針

「人の子も我が子も同じ心をもておふし立ててよこの道の人」の天理教初代真柱様のお言葉に基づき、家庭での養育が困難な児童を当法人と施設の理念を理解した職員がともに生活する中で生きる喜びを感じ、たすけ合いを基盤とした温かい人間関係を深め、心身の安心を図り、児童が社会の中でその徳分を活かし、持てる力を充分発揮して、社会の一員として自立できるよう、やがて「陽気ぐらし」の実践ができるように養育・支援する。

また関係機関と連携しつつ、地域の福祉に寄与する。

3、基本信条

「人の幸福はその境遇にあるのではなく、人生の苦楽は外見によって定まるのではない。すべては、銘々の心の持ち方によって決まる。」との考えのもと、

- 一、朝起き、正直、働きを実践する。
- 二、人のことを思い、仲良く助け合える心を育む。
- 三、物を大切にすることを育む。
- 四、生かされていることに感謝し、日々の暮らしの中に喜びを味わえるように共に歩む。

4、施設の概要

- 施設名：六地学園
- 種別：児童福祉法による児童養護施設
- 設置主体：社会福祉法人 紀北和楽会
- 開設：昭和24年12月28日
- 児童定員：40名
- 所在地：和歌山県橋本市橋谷325
- 施設面積：1.857 m²

○建物面積：1.229 m²

○設 備：【本館】鉄骨造 2階 673.75 m²

1階 事務室 厨房 医務室 リビング 幼児居室

2階 講堂 図書室 児童居室

【小舎】木造 2階建

1階 洗濯室 衣服倉庫 宿直室 リビング

2階 和室

【保育園】

保育室 職員宿舎

5、役員・評議会名簿（任期2年 令和5年度）

| 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 |
|-----|-------|-----|-------|
| 理事長 | 船井 芳孝 | 評議員 | 山中 修 |
| 理事 | 前田 信也 | 評議員 | 船井 真一 |
| 理事 | 赤阪 繁一 | 評議員 | 富松 伸六 |
| 理事 | 小嶋 育子 | 評議員 | 前田 昌平 |
| 理事 | 中村紀美子 | 評議員 | 大谷 理恵 |
| 理事 | 船井 一二 | 評議員 | 辻田ゆみ子 |
| 監事 | 松本 肇 | 評議員 | 山下 栄亮 |
| 監事 | 窪田 哲 | | |

6、役員会・評議会・理事業務 予定

| 月 | 会議・業務 | 内容 |
|-----|--------|----------------------------------|
| 5 | 理事会 | 令和4年度事業報告、決算審議 |
| | 評議員会 | 決算審議 |
| 11 | 理事会 | 中間審議 |
| 3 | 理事会 | 令和5年度補正予算審議、 令和6年度事業活動計画・予算審議 |
| | 評議員会 | 令和6年度事業活動計画・予算審議 |
| | 理事業務 | 各月、事業活動審議 |
| 2ヶ月 | 理事・評議員 | 職員会議にて運営理念・方針を踏まえてお話 |

7、苦情解決第三者委員

・奥出和史委員 ・太田真由美委員 ・田中美佳委員 ※変更の可能性あり

7. 職員（令和5年度当初 予定）

| | | | | | |
|------|-----|------------|----|---------|----|
| ○施設長 | 1名 | ○主任保育士 | 1名 | ○基幹的職員 | 1名 |
| ○保育士 | 15名 | ○児童指導員 | 7名 | ○心理担当職員 | 1名 |
| ○看護師 | 1名 | ○里親支援専門相談員 | 1名 | ○栄養士 | 1名 |
| ○事務員 | 1名 | ○調理員 | 4名 | ○嘱託医 | 1名 |

上記に、家庭支援専門相談員 2名 個別対応職員 1名 を含む

◎職員数合計 35名

8. 基本的な方針

(1) 権利擁護

天理教の教えに基づき、児童を無差別平等に接し、児童一人ひとりの人権、人格を尊重し養護を行う

(2) 中舎・小舎・地域小規模児童養護施設「みゆき」

運営理念に基づき、児童一人ひとりが職員と家庭的な雰囲気の中、起居を共にし、陽気ぐらしの実践を目指し、共に成人の歩みができるよう努める

(3) 自立支援

基本信条に基づき、児童一人ひとりが自立に向けて、夢と希望を持って取り組めるよう、日常生活の中で自立心、責任感、協調性を養えるよう努める

(4) 地域貢献

永年の児童養護実践を生かし、子育ての専門性を地域に発信し子育て支援の拠点としての役割を担うとともに、月例清掃などを通し地域貢献が出来るよう努める

9. 令和5年度の重点項目

(1) 食育の展開

- ① 令和4年度に引き続き、全食調理の継続的な実施及び質の向上
- ② 調理スキルの向上

(2) 様々な学習の推進

- ① 学習指導の向上・・・学習ボランティア・塾の活用。職員の学習指導勉強会
- ② 研修・・・児童への性教育や人権研修勉強会実施
- ③ こどもおちばがえりやお泊まり会を通し、協調性や物のありがたさを勉強する
- ④ いろいろな行事を通し、助け合いなどを勉強する

(3) 児童の自立

- ① リービングケアの充実・・・すずらんに協力をいただき、SST や自立支援寮の活用で自立の準備をする
- ② アフターケアの充実・・・児童相談所などの諸機関と連携し、退園児童の相談や訪問によるケア

(4) 地域支援、地域貢献

- ① 地域支援の充実・・・各種子育て支援機関との連携
- ② 里親支援の充実・・・和歌山県里親会との連携
- ③ 園内模擬店を通し、保護者や他施設関係者やご近所の方々との交流を図る

(5) 職員の専門性向上

- ① 子どもの良い行動を励まし、悪い行動を減らし、代替行動を教え、効果的なしつけ、積極的な態度で子どもと向き合う方法を学ぶ養育プログラム研修の幼児版講座に積極的に参加し、スキルの習得をする
- ② 研修など・・・外部講師などによるスキルアップ、人権研修や性教育により理解を深める
- ③ キャリアアップシステムの導入により職員個々のスキルの向上
- ④ ケアニーズの高い・発達に気がかりな児童に対応するよう必要な知識や技術を身につける

(6) 環境面での向上

- ① 改修・修繕の実施・・・地域小規模を踏まえた建物の改修
- ② 防災・防犯の向上・・・様々な場面を想定した防災訓練の実施

(7) レクリエーション

- ① スポーツ大会を開催し、園内の親睦を深めると共に体力作りの場とする
- ② 担当別レクリエーションでの親睦を深める

(8) その他

- ① 第三者評価の実施・・・各種規定、マニュアルの見直し整備、各種様式の見直しをする
- ② 児童管理システムの活用・・・養育プログラムに沿ったチャイルドノートの活用。児童個々の自立援助計画に沿った支援を行う
- ③ 意見箱の活用等を通し、児童の意見表明権を尊重する。

10、実践内容（短期目標）

（1）養育・支援の基本

- ① 設立の理念に基づき、わけへだてなく児童を養育し、支援を行う
- ② 児童の安心・安全を保障し、より良い生活を実現できるよう計画に基づいて運営する
- ③ 発達に合わせた遊びや学びを提供し、予防的教育法で事前に練習する
- ④ 基本方針に基づき、生活習慣の確立と社会性が身につくよう支援する
- ⑤ 心理担当職員を中心に、更なる心理療法の充実を図る。看護師を中心に、医療的ケアの充実を図る。

- （2） 週末等の一時帰省が困難で、家庭での生活体験が必要と認められる子どもや、家庭生活を体験することにより、健全育成と自立支援に資すると認められる子どもを対象に、外泊行事を計画する（週末里親・ショートステイ）

（3）食生活

毎日の「食事」は、身体的な栄養の場というのみではなく、自然の恵みや食材の提供に携わる方々への感謝の心を育み、食事を通して児童と職員が顔を合わせる事で心の交流を行う。当園は、天理教の教えに基づき、食育の実践を行い充実した食生活を実現する。また、健全な身体作りを栄養面からサポートし、食を通じて文化やマナーなどの知識も教える

（4）衣生活

衣服は、児童が自己表現する上で重要な手段となり、場に合わせた衣類を着ることで社会性を身につける事ができる。そのため、職員がモデルとなり衣服を通じ児童の自立支援を行う。常に清潔で、季節にあった物を着用する

（5）住生活

設立の理念に基づき、当園に入所する児童が安心して安全に暮らせる家庭的な環境実現に向け取り組む。環境美化はもちろんの事、特に児童・職員がきちんとした挨拶をはじめ礼儀正しい生活が送れるよう努める

（6）性に関する教育

児童が日常生活の中で、性や身体に関する疑問や悩みに対して、正しい知識を得ることができるよう、児童と同性の職員を担当として配置するよう努める。児童や職員が、性に関する正しい知識を得ることができるよう研修などを実施し、その相談などに対応する。

(7) 自己領域の確保

児童の成長に関する記録をチャイルドノートに適切に管理し、職員が常に情報を共有し児童の支援に取り組み。

(8) 主体性、自主性を尊重した日常生活

- ① 自治会など、児童が自分たちの生活や学習、余暇活動について、主体的に考えることができるような機会を確保する。
- ② 児童の発達に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身に付くよう支援する。

※生活訓練費

・ 毎月の小遣い

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学 年 | 幼 児 | 小 1 | 小 2 | 小 3 | 小 4 |
| 支給額 | 500 円 | 1,000 円 | 1,100 円 | 1,200 円 | 1,300 円 |
| 学 年 | 小 5 | 小 6 | 中 1 | 中 2 | 中 3 |
| 支給額 | 1,400 円 | 1,700 円 | 2,000 円 | 2,200 円 | 2,500 円 |
| 学 年 | 高 1 | 高 2 | 高 3 | | |
| 支給額 | 3,000 円 | 3,500 円 | 4,000 円 | | |

・ 正月の小遣い (お年玉)

| | | | | | |
|-----|---------|--------------|--------------|---------|----------|
| 学 年 | 幼 児 | 小学生 1～3年生 | 小学生 4～6年生 | 中学生 | 高校生 |
| 支給額 | 3,000 円 | 5,000 円 | 6,000 円 | 8,000 円 | 10,000 円 |

※児童の生活訓練費は、担当職員が銀行通帳に預金をしたりして預かり金として管理し、相談しながら、児童が使用する。

(9) 学習・進路支援、就職支援等

児童の学習・進路・進学・就職支援に関する相談、支援を担当職員が適切に行い各リーダーが常に把握し、進学支援・就職支援ができるよう取り組みを行う。さらに、児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、また、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう、関係機関と十分に連携を図り支援する。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

担当職員を中心に、問題行動等への対応方法を「問題行動を正す教育法」にて指導を行う。また、問題行動が起きた際の詳細や対応方法を、適切にチャイルドノートに記録する

(11) 家族への支援の充実

各担当と全職員が一丸となって、家族再統合に向け支援を行う

(12) 自立支援の充実

アセスメントの実施と自立支援計画の策定。各担当を中心に整備し、定期的に自立支援計画を策定する。また、チャイルドノートを活用する

(13) 職員の資質向上

各種研修を通し、スキルの向上を目指す

(14) 陽気ぐらしに向けて

年間を通し、心の成長を促し協調性を養う行事に職員・児童が積極的に参加をし、そこで学んだ事を実行・実践し互いに助け合える環境造りに努力する

(15) 行事等活動計画

①年間行事計画(都合により実施できない場合あり)

| 月 | 行事 | 食育 | 職員研修 |
|----|---|---------------------------|--------------------|
| 4 | お花見 | 入学お祝いメニュー | 小学校教員懇談 中学校教員懇談 |
| 5 | 徒歩団参・園内模擬店 | こどもの日メニュー (えんどう皮むき、苗植) | 和養協総会 初任者研修 |
| 6 | フットサル近養協予選 | | 近養協研修 |
| 7 | こどもおちばがえり | 七夕メニュー 土用丑の日メニュー | 性教育 |
| 8 | サマーボール・キャンプ 未帰省児ショートステイ 紀北お泊まり会・太鼓練習 担当別レクリエーション | クッキング | |
| 9 | スポーツ大会 太鼓練習 | 十五夜メニュー | |
| 10 | 太鼓練習・地方祭 和養協フットサル | ハロウィンメニュー | |
| 11 | 市青年部招待 | | 中堅研修 |

| | | | |
|----|-----------------------|----------------------|----------------|
| 12 | クリスマス会 園内大掃除 | 冬至メニュー クリスマスメニュー | 中堅研修 |
| 1 | お節会団参 スポーツ大会 | お節会料理 七草粥 | 性教育 和養協職員研修 |
| 2 | 卒園生招待 | 節分メニュー バレンタインメニュー | |
| 3 | 担当別レクリエーション 卒園生送別会 | ひな祭りメニュー | |

②定期的に実施する行事等活動

- ・会議として、職員会議、リーダー会議・各舎会議、若手会議、給食会議、会計会議を毎月実施する。
- ・防災訓練として、様々な場面を想定した避難・通報訓練を毎月実施する。
- ・毎月、自治会、児童・職員による月例清掃を実施する。

※長年にわたり、天理教元紀北分教会の神殿をお借りして週番行事を行っていたが、令和5年4月より取りやめる(コロナ禍により、令和2年2月より中止していた)
なお、当園の運営理念を鑑み、天理教の行事には保護者・本人の同意のもと、参加を勧める。

※月別初日在籍児童数

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 延べ | 平均 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|
| 措置 | 35 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 35 | 35 | 34 | 34 | 411 | |
| 一時保護 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 15 | |
| 合計 | 36 | 35 | 37 | 36 | 34 | 35 | 34 | 35 | 36 | 36 | 35 | 37 | 426 | 35.5 |

月初日の在籍児童数が平均36名を確保していると、確実に定員40名は維持できる

以上

※天理教について (天理教ホームページより)

天理教は、江戸時代の天保9年(1838年)、教祖・中山みきによって始められました。現在、日本国内を中心に、約1万6千の教会があります。信者数は200万人を数え、その教えは海外80カ国に広がっています。

天理教信仰の中心は、親神・天理王命(おやがみ・てんりおうのみこと)によって人間創造の地点と教えられる聖地「ぢば」です。奈良県天理市に位置し、天理教教会本部の神殿と礼拝場は「ぢば」を取り囲むように建てられています。

全国各地の天理教の教会は、この「ぢば」の方角を向いて建てられています。信仰者は教会から「ぢば」に向かって、人々の幸せと救いを親神様に祈ります。また、教会を拠点に、他者への奉仕を通じて地域社会に役立つ活動を行っています。

親神様は、人間が心を澄まし、仲良くたすけ合いながら暮らす「陽気ぐらし」世界を望んで、人間と自然界を創られました。そして、教祖・中山みきの口を通して、その真実を伝え、私たち人間の真の幸福へとつながる確かな道を教えられたのです。

天理教は、世界中のすべての人々が、親神様に守られ生かされて、仲睦まじくたすけ合う「陽気ぐらし」世界の実現を目指しています。

※「陽気ぐらし」について (天理教ホームページより)

そもそも、私たちが暮らすこの世界は、どうやって創られたのでしょうか。人間は何のために生きているのでしょうか。そうした、人々が古来持ち続けてきた根本的な問いに対する明確な答えが、天理教では具体的に示されています。

親神・天理王命は、人間が互いにたすけ合う「陽気ぐらし」の姿を見て共に楽しみたいとの思いから、人間と自然界を創り、これまで絶え間なく守り育ててきました。人間に体を貸し、果てしなく広く深い心で恵みを与え、「親」として温かく抱きしめ、教え導いています。

人間創造の目的である「陽気ぐらし」に近づく生き方を、教祖(おやさま)を通して教えられた私たちは、日々の生活の中で「陽気ぐらし」にふさわしい心になるよう、親神様から大きな期待がかけられているのです。それは、自己中心的な心遣いをやめて、他者の幸せを願い、たすけ合う心へと成長していくことです。(後略)

※天理教の「たすけ(おたすけ)」について (天理教ホームページより)

「おたすけ」ということは人をたすけることでもあります。人をたすけるということとは、ただ病気を治すことじゃないんです。病気が治ったからというて、おたすけが済んだんじゃないんです。おさづけを取り次いでいただいて、もし病気がよくなったという結果を見たならば、私は取り次いだ人も取り次がれた人も、きっと、なるほど親神様の御守護だと心に感得するだろうと思います。かくなる上は、私もあの人と一緒にをいがけ・

おたすけをさせていただこう、そして人をたすける心を持って思召おぼしめしに応こたえさせてもらおう。そういう心のところまで人を育てることが、私は本当のおたすけだと思っんです」天理教三代真柱 中山善衛氏のお話し

「たすけ一条」とは、上記の「たすけ」のこころを持って日常生活を送ること